

復旧の現状と復興への取組

<目次>

I	復旧の現状と主な課題への取組状況	1
1	復旧の現状	1
2	仮設住宅への対応	2
II	復興に向けた取組	3
1	復興対策本部の取組	3
2	被災地復興への支援	4
	(1)復興計画策定への支援	
	(2)各府省の事業計画と工程表の作成	
3	復興施策	7
	(1)第3次補正予算案における復興関連施策	
	(2)復興特区	
	(3)復興交付金	
	(4)復興庁	

平成23年11月10日
東日本大震災復興対策本部事務局

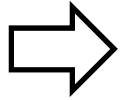
I 1 復旧の現状

- ・避難者等の数は減少。うち避難所にいる者は約930人。
- ・居住地近傍の散乱ガレキは、8月末までに原発警戒区域等を除く全ての市町村で撤去完了。
- ・主なライフラインについては、家屋等流出地域等を除き、ほぼ復旧。

1. 避難者等の数

(1) 避難者等の数の減少

- ① 発災後3日目 約47万人
- ② うち、避難所にいる者の数



現時点 **71,565人** (岩手県・宮城県・福島県の仮設住宅等102,833戸に入居している者の数は含まない。)
 現時点 **933人**

(2) 仮設住宅等の状況

- ① 公営住宅等への入居
- ② 民間住宅への入居
- ③ 仮設住宅の状況
(必要戸数 52,504戸)

全国計 **16,858戸**
 全国計 **62,685戸**
 完成戸数 **51,886戸**
 入居戸数 **46,338戸**

※ 仮設住宅完成見通し
 岩手県:全戸完成
 宮城県:全戸完成
 福島県:11月末

2. 沿岸市町村の災害廃棄物撤去状況

- ① 総推計量に対する撤去状況 (ガレキ推計量) \rightarrow (撤去済量)

撤去率	62%
-----	-----

 22,726千t \rightarrow 14,202千t
- ② うち散乱ガレキに対する撤去状況 (散乱ガレキ推計量) \rightarrow (解体を除いた撤去済量)

散乱ガレキに対する撤去率	91%
--------------	-----

 (解体により発生するガレキ量(9,494千t)を除く) 13,232千t \rightarrow 12,101千t

※ 居住地近傍の散乱ガレキは、8月末までに全ての市町村で撤去完了。

3. 主なインフラ等の復旧状況

- (1) ライフライン : 主なライフラインについては、家屋等流出地域・原発警戒区域等を除き、ほぼ復旧。
- (2) 交通 : 新幹線・空港については、復旧完了。
 港湾については、すべての港湾で一部の岸壁が利用可。
 在来幹線鉄道については、原発警戒区域等を除き、ほぼ復旧。
 高速道路・直轄国道については、概ね応急復旧完了済み。
- (3) 災害防止対策 : 直轄河川堤防等については、約8割が本復旧完了。
 海岸堤防については、優先対策区間のほぼ全てで応急対策実施済み

I 2 仮設住宅への対応

・ 応急仮設住宅の居住環境等に関する課題(ハード面、ソフト面)を居住者に対するアンケート調査(被災3県(岩手、宮城、福島)の約3,000世帯に実施。6割以上の世帯から回答)結果を踏まえ、「寒さ対策」、「買い物支援」等の対応を推進。

・ 応急仮設住宅の居住環境等に関する課題に対する対応について

(応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチーム(座長:牧厚生労働副大臣)
平成23年10月21日「応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査結果を踏まえた対応について(中間報告書)」等より)

① 設備等ハード面の課題(寒さ対策、砂利道、集会所等)

○ 本格的な冬を控え待ったなしの「寒さ対策」は喫緊の課題。このため、中間報告を待たず、

- ・ 厚生労働省から、断熱材等の追加・補強、窓の二重サッシ化、玄関先への風除室の整備、エアコンの追加整備、水道管等の凍結防止、等について災害救助法の国庫負担の対象となる旨、改めて通知(9/28)。
- ・ 石油ストーブ、ホットカーペット、電気こたつ等の暖房器具の設置に要する経費についても災害救助法の国庫負担の対象となる旨通知(10/7)。
- ・ 平野復興対策担当大臣からも被災県知事に対し、応急仮設住宅の寒さ対策に万全を期すよう依頼(10/7)。

○ 今後、「寒さ対策」を含め、ハード面の追加工事等は、各県・市町村で実施状況を点検。プロジェクトチームにも報告を求めていく予定。

② 買い物支援等ソフト面の課題(通勤・通学・通院の支援、入居者の健康面の課題への対応等)

○ ソフト面では、例えば、多くの世帯が買い物等の不便を指摘。このため、交通手段の確保や、買い物代行、仮設店舗の設置など、「買い物支援」の取組を明示。このほかの課題についても、今後、具体的な対応(応急仮設住宅での生活の長期化等による健康状態の悪化を防止するための保健師や管理栄養士等による巡回訪問等の支援の実施等)を推進。

Ⅱ 1 復興対策本部の取組

- ・「復興への提言」を踏まえ、基本方針を策定。これに基づき、復興施策の具体化を着実に実施。
- ・平成23年度第3次補正予算案、復興特区法案、復興庁設置法案を国会提出。

6/24 復興基本法施行 ⇒ 復興対策本部・現地对策本部発足

6/28 第1回 復興対策本部会合
・7月中の基本方針策定を指示

7/19 基本方針等に関する県・市町村との意見交換の場
・各現地对策本部により、釜石市(岩手)、仙台市(宮城)、福島市(福島)において開催

7/29 第4回 復興対策本部会合 ⇒ 「復興基本方針」決定

8/12～8/23 基本方針に関する県・市町村への説明会
・各現地对策本部により、盛岡市・大船渡市(岩手)、仙台市(宮城)、福島市(福島)において開催

8/27 第1回 原子力災害からの福島復興再生協議会

10/7 第9回 復興対策本部会合
・復興関係予算等(予算、特区及び交付金、復興庁)について 等

10/28 平成23年度第3次補正予算案、東日本大震災復興特別区域法案 国会提出

11/1 復興庁設置法案 国会提出

Ⅱ 2(1) 復興計画策定への支援①(支援の状況)

- ・ 国交省職員を中心として国の職員が各市町村に出向き、市町村の復興計画策定を技術的に支援。
- ・ 全体(43市町村)の8割を超える市町村(38/43)が年内に復興計画を策定予定。

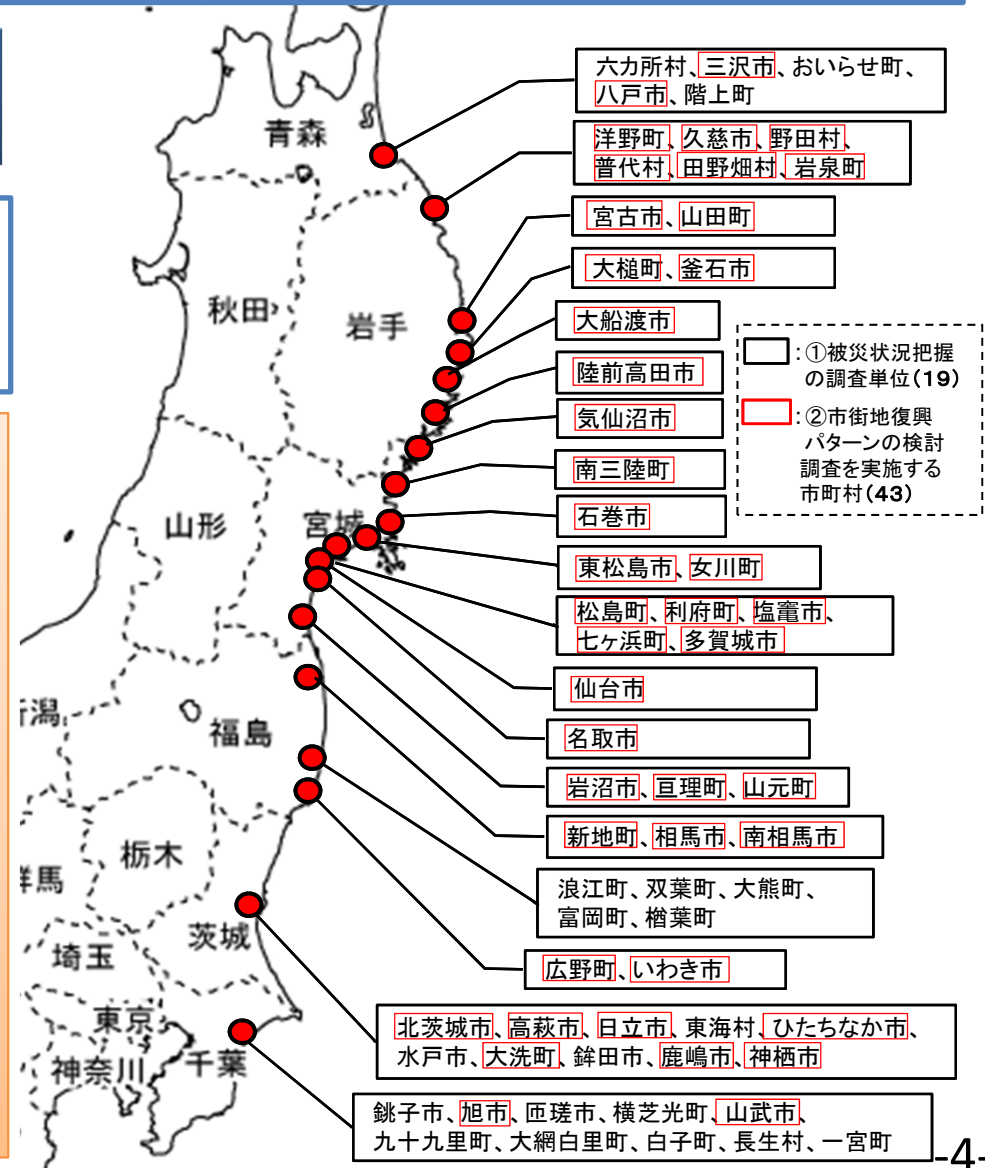
国土交通省直轄調査スキームを活用した市町村復興計画策定の強力な支援

被災状況、都市特性に応じた市街地復興パターンの検討調査を、市町村の要望に応じ43市町村で実施。

- ・ 国交省職員を中心として各市町村担当チームを編成
- ・ 自治体からの問い合わせや調整にワンストップで対応
- ・ 頻繁に現地に出向き、調整を実施
- ・ 10省庁連絡会議を設置し各自治体の要望に対応する体制を整備するとともに、必要に応じ現地への担当官の派遣、政策課題への対応策の検討を実施
- ・ 全体(43市町村)の8割を超える市町村が年内に復興計画を策定予定。

復興対策本部事務局
総務省
文部科学省
農林水産省
国土交通省

内閣府
財務省
厚生労働省
経済産業省
環境省



Ⅱ 2(1) 復興計画策定への支援②(策定スケジュール)

		復興計画策定期			
		H23年度 4～6月	H23年度 7～9月	H23年度 10～12月	H23年度 1～3月
青森	三沢市			復興計画	
	八戸市		復興計画		
岩手	洋野町	復興ビジョン	復興計画		
	久慈市	復興ビジョン	復興計画		
	野田村	復興基本方針		復興計画	
	普代村	復興基本方針	復興計画		
	田野畑村		復興基本方針・復興計画		(復興実施計画)
	岩泉町	復興計画骨子	復興計画	(復興実施計画)	
	宮古市	基本方針		復興計画	(推進計画)
	山田町	復興ビジョン		復興計画	
	大槌町	復興方針		復興計画	
	釜石市		復興プラン骨子	復興プラン	
	大船渡市	復興基本方針		復興計画	
	陸前高田市	震災復興計画策定方針		震災復興計画	
宮城	気仙沼市			マスタープラン	復興計画
	南三陸町			復興計画	
	石巻市	復興構想		復興計画	
	女川町		復興計画		
	東松島市		復興まちづくり計画 (中間とりまとめ)	復興まちづくり計画	
	松島町		震災復興基本方針	震災復興計画	
	利府町			復興計画	
	塩竈市			復興計画	
	七ヶ浜町	震災復興基本方針		震災復興計画	
	多賀城市		復興ビジョン	震災復興計画	
	仙台市	復興ビジョン		復興計画	
	名取市			復興計画	
	岩沼市		復興計画		
	亶理町		震災復興基本方針	震災復興計画	
山元町		震災復興基本方針	震災復興計画		
福島	新地町			復興構想	復興計画
	相馬市		復興計画		
	南相馬市		復興ビジョン	復興計画	
	広野町			復興計画	
	いわき市		復興ビジョン	(地区別復興計画)	
茨城	北茨城市				復興計画
	高萩市	復旧復興計画			
	日立市		復興計画		
	ひたちなか市	※			
	大洗町			復興ビジョン	
	鹿嶋市	復興構想			復興計画
千葉	神栖市		復興計画		
	旭市	復興計画策定方針			復興計画
	山武市			復興計画	

※ 復興構想、復興計画等の策定期が未定

○全体(43市町村)の8割を超える市町村が年内に復興計画を策定予定。

復興計画策定予定

4～6月	0市町村
7～9月	12市町村
10～12月	23市町村
1～3月	5市町村

平成23年10月3日時点(国土交通省作成)

○今後 個別事業(防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等)の計画策定、事業実施が課題。

Ⅱ 2(2)各府省の事業計画と工程表の作成

- ・これまで、公共インフラ、学校施設等に関する復興施策について事業計画と工程表を取りまとめて公表。
- ・節目節目において、事業内容の具体化などの見直しを行い、取りまとめの上、公表していく予定。
- ・第3次補正予算が成立した際に、見直しを行い、取りまとめの上、公表するとともに、地域毎にも作成を行う予定。

■作成内容

○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方や目標を記載。

○工程表

ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

イ. 対象期間は、早急に予算措置の検討が必要なH25までの3ヶ年を中心。

■これまでの対象事業

海岸、河川、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、漁港・漁場・養殖施設・大型定置網、学校施設等、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

■公表

8月26日に公共インフラ、9月30日に学校施設等について、各府省及び復興対策本部のホームページに掲載。

○工程表の例(海岸)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
海岸対策	<p>← 復旧堤防高さの決定 →</p> <p> 応急対策 (地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸(約50km)) </p> <p> 施工準備 (堤防設計等) </p> <p> 本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。) (ただし、国施工区間(代行区間を含む)のうち、重要施設が背後にある区間において、概ね平成24年度を目途に完了することを目標とする。) </p>												

Ⅱ 3(1) 第3次補正予算案における復興関連施策①

- ・ 東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として、「復興の基本方針」に基づき、真に復興に資する施策を重点的に措置(関係予算総額: 11兆7,335億円)。
- ・ 財源については、あらかじめ償還の道筋を定めた復興債の発行等により確保。

◎復興基本方針【抄】

4(3)①事業規模

平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業(平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む)の事業規模については、国・地方(公費分)合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模(国・地方の公費分)については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。

なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

■第3次補正予算案のフレーム

財源需要		財 源	
1 東日本大震災復興関係経費	11兆7,335億円	1-1 復興債	11兆5,500億円
(年金臨時財源の補てん 2兆4,897億円を含む)		1-2 税外収入	187億円
(1)東日本大震災復興交付金	1兆5,612億円	1-3 復興財源となる歳出削減	1,648億円
(2)公共事業の追加	1兆4,734億円		
(3)全国防災対策費	5,752億円		
(4)震災復興特別交付税	1兆6,635億円		
	など		
2 その他経費	3,210億円	2-1 税外収入	867億円
(1)災害対策費(台風12号等対策)	3,203億円	2-2 東日本大震災復旧・	2,343億円
(2)その他	7億円	復興予備費の軽減	
3 B型肝炎関係経費	480億円	3 税外収入	480億円
合 計	12兆1,025億円	合 計	12兆1,025億円

(財務省公表資料より作成)

Ⅱ 3(1) 第3次補正予算案における復興関連施策②

■ 提言を踏まえた主な復興関連施策

1 新しい地域のかたち

- 「減災の考え方」に基づいた事業制度の改善
 - ・ 防災集団移転事業の制度改正(戸当たり限度額の不適用、住宅団地の規模要件の緩和等)
 - ・ 都市再生区画整理事業支援の拡充(防災上必要な土地の嵩上げ等)
 - ・ 盛土造成地が滑動・崩落した地区に対応するための事業制度の創設
 - ・ 液状化対策推進事業の創設
- 復興特区制度の活用による土地利用に係る手続きのワンストップ化
- ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」の推進

2 くらしとごとの再生

- 保健・医療、介護・福祉・すまい等を一体的に提供する「地域包括ケア」を中心に据えた体制の整備
- 学校施設等の復旧や就学が困難となった世帯の児童生徒等の就学支援等の実施
- 被災地における本格的な安定雇用を創造するため、産業振興と雇用対策を一体的に推進
- 被災した農地・農業用施設の復旧・大区画化による営農の再開と効率化
- 漁業・養殖業と水産加工流通業の一体的な復興
- 中小企業の施設・設備の復旧支援や資金繰り対策等による被災地の産業復興、立地補助金による産業空洞化リスクへの対応
- 再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備

3 原子力災害からの復興に向けて

- 福島再生のための基金による、国際的な医療センター、開発拠点等の整備や企業立地への支援

4 開かれた復興

- 大震災における地震・津波の被害実態調査による今後の減災対策への反映、教訓の記録

Ⅱ 3(2) 復興特区①(制度の概要)

制度のポイント

- ・復興特別区域での規制・手続き等の特例、税・財政・金融上の支援
- ・地方公共団体の取組みにワンストップで総合的な支援を行う仕組み

特例措置

規制・手続き等の特例

- (住宅)
 - ・公営住宅の入居基準の緩和
- (産業)
 - ・農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー施設等の整備の開発許可特例
 - ・漁業権の免許に関する特例
 - ・医療機器販売業等の参入を円滑にする許可基準の緩和
 - ・小水力発電に関する関係省庁協議等の簡素化
 - ・用途規制の緩和 等

土地利用再編の特例

- ・既存の土地利用計画(都市、農地、森林等)の枠組みを超えて迅速な土地利用再編を行う特別措置
- ・津波避難建物の容積率緩和 等

税制上の特例

- ・被災地の産業集積のための投資・雇用・研究開発を促進する税制
- ・地方税減免の減収補填 ・優良賃貸住宅の投資促進税制
- ・地域貢献会社への出資に係る所得控除

財政・金融上の特例

- ・復興交付金
- ・復興特区支援利子補給金

国と地方の協議会を通じて特例措置を追加・充実

復興特別区域制度のスキーム

震災財特法上の特定被災区域等の地方公共団体が復興特別区域としての計画を作成

- ・規制、手続き、税制等の特例関連
- ・土地利用再編特例関連
- ・交付金関連

民間からの提案

国と地方の協議会

提出、認定等の手続

- ①規制・手続き等の特例
- ②税制等の支援措置
- ③復興交付金

各被災地の復興プラン・復興プロジェクト例

土地利用再編により住まいと雇用の確保を図るまちづくり

- ・住宅地と農地の一体的な交換・整備 ・住まいの高台移転、公営住宅の整備 ・商店街の再生 ・自動車部品工場の立地 ・農林水産業の再生 ・水産加工工場等の再建 等

再生可能エネルギー導入促進による地域づくり

- ・メガソーラー、洋上風力発電システムの設置 ・風力発電関連産業の集積 ・小水力発電 ・木質がれき・廃材の有効利用(バイオマス発電) ・スマートコミュニティ ・野菜工場の整備 等

医療関連産業の集積拠点の形成

- ・医薬品・医療機器産業拠点の形成 ・医薬品・医療機器・臨床等の研究拠点の構築 ・臨床研究・治験の迅速化 ・先端医療拠点の形成 等

Ⅱ 3(2) 復興特区②(土地利用再編の特例)

既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

事業に必要な許可の特例・手続のワンストップ処理

現状と課題

- ①事業実施のために必要な許可が得られない（市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等）
- ②事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等）

計画に基づく事業の実施

- ◆市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可
- ◆開発許可、農地転用の許可等、事業に必要な複数の許可手続をワンストップで処理
- ◆都市計画や農用地利用計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理

新しいタイプの事業制度の創設

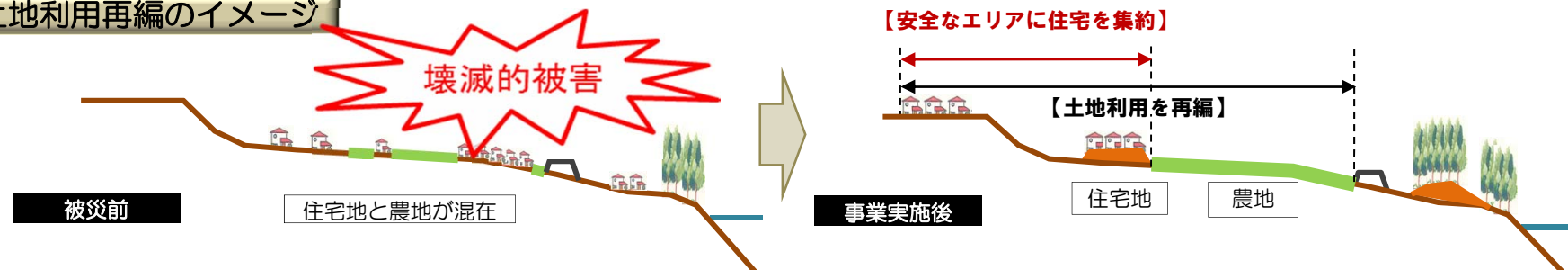
現状と課題

- ③住宅地と農地が混在するなど、被災地の実態に即した事業手法が必要

計画に基づく事業の実施

- ◆住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業
- ◆市街化調整区域内でも土地区画整理事業を実施可能に
- ◆防災集団移転促進事業について、住宅用地のみならず、医療施設等についても国費負担対象に

土地利用再編のイメージ



Ⅱ 3(2) 復興特区③(税・財政・金融上の支援措置)

1. 税制上の支援措置

(1) 被災地の雇用創出を促進するための税制上の特例措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する事業を行う法人を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

特別償却／ 税額控除	特別償却	～26年3月末	～28年3月末	選択 適用	税額控除(※)	～26年3月末	～28年3月末
	機械装置	即時償却	50%		選択適用	機械装置	15%
建物・構築物	25%		←	建物・構築物	8%		

(上記税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

法人税特別控除

雇用等している被災者に対する給与等支給額の**10%を税額控除(※)** (法人税額の20%が限度)

新規立地 促進税制

新規立地新設企業
を5年間無税に

新設法人の再投資等準備金積立額の**損金算入**
(指定後5年間、所得金額を限度)

+

再投資等した場合の**即時償却**
(再投資等準備金残高を限度)

研究開発税制

開発研究用資産について**即時償却**

+

開発研究用資産の即時償却した減価償却費の**12%を税額控除**(通常8～10%)

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用創出に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、特例的に地方交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等 (～26年3月末)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(**25%**)又は税額控除(**8%**)

(4) 出資に係る所得控除 (～28年3月末指定)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された中小企業者に対する個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

2. 財政・金融上の支援措置

(1) 復興交付金 (2) 復興特区支援利子補給金

復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)

Ⅱ 3(3) 復興交付金①

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

(注) 東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：国費1兆5,612億円（事業費1兆9,307億円） ※事業費は国費+地方負担

基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

(事業費1兆4,302億円)

道路整備事業（補助金）

学校整備事業（補助金）

土地区画整理事業（補助金）

病院耐震化事業（補助金）

防災集団移転促進事業（補助金）

浄化槽整備事業（補助金）

農業農村整備事業（補助金）

：

漁業集落整備事業（補助金）

基幹事業・・・5省40事業

被災地方公共団体

復興計画の下に進める地域づくりを支援

効果促進事業

■使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

(事業費5,006億円、補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

基幹事業

都市公園整備事業
防災集団移転促進事業
都市防災推進事業
市街地再開発事業

効果促進事業

(例)
災害発生時の避難路を整備
低地の市街地とを結ぶバス路線整備
ハザードマップを作成
まちづくりワークショップを開催

基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする使途の緩やかな資金を確保。

Ⅱ 3(3) 復興交付金②

地方負担の軽減

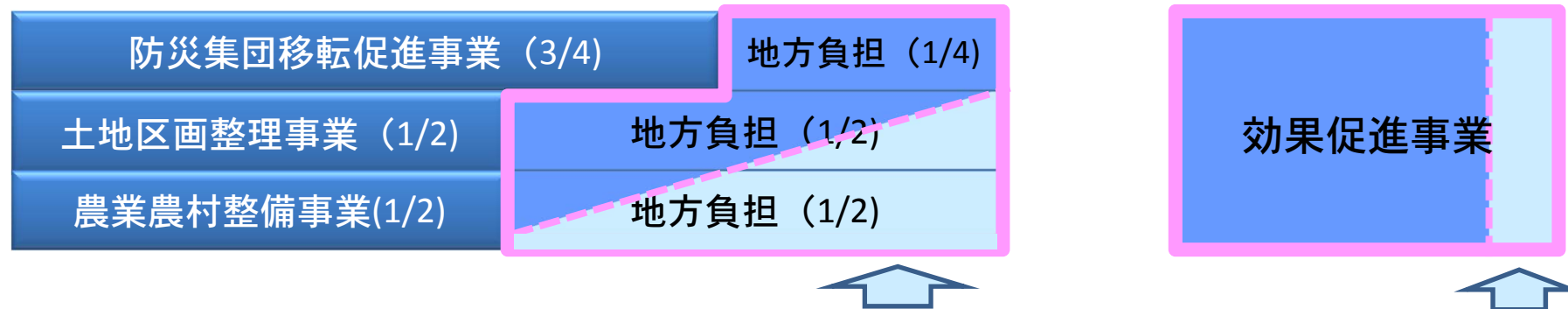
■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業の80%を国庫補助

(例)

地方負担分の50%を補助

効果促進事業の80%を補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は3次補正で全額措置）

■執行の弾力化・手続きの簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続きの簡素化

内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。
各府省と協力して事業実施。

Ⅱ 3(3) 復興交付金③

基幹事業における対象事業(5省40事業)

※本リストは3次補正予算における対象事業であり、復興期間全体を通じた場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省		18	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合)	19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	20	災害公営住宅整備事業 (災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		
4	埋蔵文化財発掘調査事業	21	災害公営住宅家賃低廉化事業
厚生労働省		22	東日本大震災特別家賃低減事業【新規】
5	医療施設耐震化事業	23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
6	介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)	24	住宅地区改良事業(不良住宅除去、改良住宅の建設等)
		25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等)
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業	26	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
農林水産省		27	優良建築物等整備事業(市街地住宅の供給、任意の再開発等)
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
		29	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】
		31	津波復興拠点整備事業【新規】
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)	32	市街地再開発事業
		33	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	34	都市再生区画整理事業(市街地液化化対策事業)
12	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)	35	都市防災推進事業(市街地液化化対策事業)
13	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)	36	都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等)
14	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	37	下水道事業
		38	都市公園事業
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	39	防災集団移転促進事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業	環境省	
国土交通省		40	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業
17	道路事業(市街地相互の接続道路)		

Ⅱ 3(4) 復興庁①(復興庁設置法案の概要)

・東日本大震災復興基本法第24条の規定に基づき、復興に関する国の施策を主体的かつ一体的に推進するため、「復興庁」を設置。

1 所掌事務

復興庁は、内閣府と同様に、内閣を補助する総合調整事務と個別の実施事務を行う。

① 復興に関する国の施策の企画、調整

基本的な方針などの企画立案、各省の復興施策の総合調整・勧告、復興関係予算要求等に関する調整など

② 地方公共団体への一元的な窓口と支援

被災自治体の復興計画策定への助言、復興特別区域の認定、復興交付金と復興調整費の配分、国の事業の実施や県・市町村の事業への支援に関する調整・推進など

2 組織と機能

① 内閣総理大臣を長とし、事務を統括する復興大臣を置く。各省より一段高い位置づけ。

② 出先機関(復興局)を岩手県、宮城県、福島県に置き、国と地方の協議会も活用し、現地で被災自治体の要望を受けてワンストップで対応。

③ 復興推進会議(閣僚級会議)を設置。

④ 復興推進委員会(有識者会議)を設置。

※復興構想会議は、復興施策を推進していく段階に入ったことなどを踏まえ、役割、名称等を変更するもの。

3 設置期限・施行期日

① 設置期限は、復興基本方針に定める復興期間と合わせて、震災発生年から10年間(平成23年度から32年度までの間)

② 施行日は、設立の準備期間を考慮し、公布の日(12月想定)から4月以内(24年1月～4月めど) -15-

Ⅱ 3(4) 復興庁② (現地(復興局)における総合調整とワンストップ対応)

